



令和5年度 島根県職員（島根創生推進枠）採用選考試験 受 験 案 内

- 受 付 期 間 令和5年8月1日(火)午前8時30分～9月22日(金)午後5時
- 申 込 方 法 しまね電子申請サービスにより申込みを行ってください。
詳しくは5ページをご覧ください。
- 第 1 次 試 験 日 令和5年10月15日(日)
- 第1次試験合格発表 令和5年10月27日(金)
- 第 2 次 試 験 日 令和5年11月11日(土)～13日(月)のうち指定する日
- 最 終 合 格 発 表 令和5年12月上旬(予定)

あなたの可能性を、島根で見つけてみませんか。

島根創生計画やアクションプランに基づき、島根県が実施する以下の事業分野において、即戦力として組織に貢献していただける方を求めています。

- ◆中山間地域・離島の暮らしの確保
- ◆新しい人の流れづくり
- ◆力強い地域産業づくり
- ◆デジタル化の推進
- ◆スポーツを通じた人づくり(国民スポーツ大会の推進等)

※本試験に関するメッセージや特設サイト等の2次元コードを裏表紙に掲載しています。

令和5年度の変更点

新たな事業分野として「スポーツを通じた人づくり(国民スポーツ大会の推進等)」を追加しました。

【本試験で島根県が求める人物像】

- 周囲の仲間と協調・協働し、より大きな力を生み出すことができる人
自らの知識や経験を武器に、現場を歩き、多様な他者を理解し、新たなビジョンを創造し、ビジョン実現のために他者と協働できる力が今、求められています。
- あきらめずにやり遂げるという責任感を持っている人
逆境にぶつかっても粘り強く挑戦し、行動を伴った努力を続けた経験は、組織の解決力を引き上げる原動力になります。
- 一人の県民として地域社会に貢献しようとする人
自らの生活を楽しみながらも、地域の中で誰かの役に立ちたいという思いと行動は、県職員としての引き出しを増やします。
- 強い意志を持ち、自ら率先して行動できる人
様々な県政課題を解決する起点となるのは、「県民のために働く」という一人ひとりの強い意志と行動力です。

1. 試験区分、採用予定人員及び職務内容等

(1) 試験区分

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政	5名	島根県の諸機関に勤務し、行政事務に従事します。

注 (1) 10月15日に別途実施予定の試験との併願はできません。

(2) 採用予定人員は、変更する場合があります。

(2) 求める事業分野及び配属先の例等

ア 求める事業分野

採用後は、島根創生計画やアクションプランに基づき、島根県が実施する以下の事業分野において即戦力として業務に従事していただきます。

◆中山間地域・離島の暮らしの確保

島根県が目指す方向性	特に取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> しまねで生きるみなさんが明るい展望をもって暮らすことができるように、中山間地域や離島の暮らしを支える地域運営の仕組みづくり（小さな拠点づくり）を進めています。 農山漁村には生産活動だけでなく、自然環境や良好な景観の維持、文化の伝承など多面的な機能があります。農林水産業を核として地域の生活が維持できるように取り組み続けています。 	<ol style="list-style-type: none"> ①地域住民が主体となって知恵を出し合い、できることから少しずつ取り組んでいけるような情報や学びの場の提供 ②買い物、燃料、交通、医療、介護、金融、防災など、生活に欠かせない機能やサービスの維持・確保に向けた地域活動への支援 ③人口規模の小さい複数の公民館エリアが連携して具体的に「小さな拠点づくり」に取り組む地域を、市町村と一緒に重点的に支援

◆新しい人の流れづくり

島根県が目指す方向性	特に取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> しまねの魅力や暮らしの強みを生かし、国内外からの観光誘客を進め、多くの人や企業を島根に呼び込み受け入れながら、産業振興や移住・定住など島根県の発展につながるよう取り組んでいます。 高校生や県内外に進学した学生に、県内産業やそこで働く人に触れる機会を提供して、島根で働く魅力を伝えて、県内就職を進めています。 UターンやIターンの促進には、仕事や生活に関する確かな情報提供や丁寧な相談対応が必要です。市町村や関係機関と連携を取りながら、移住・定住を進めています。 都市部にいながら、何らかの形で島根と関わりたいと希望する人々がいます。そういった人を掘り起こし、県内での活動の場を提供することで、地域の活性化への貢献や将来の移住につなげます。 	<ol style="list-style-type: none"> ①都市部の若者や国内外の人々に向けて、しまねの「暮らし」と「魅力」の情報発信を強化 ②県内高校や県内大学、県外大学等からの県内就職の促進 ③UターンやIターンの促進に向けた、島根の地域や企業、暮らしやすさに関する情報発信の強化ときめ細やかな相談対応の充実 ④地域と関わり、課題解決に貢献したい人材が地域づくりの担い手として参画できる機会や場の提供 ⑤将来的な移住を含めて島根に関心を持つ人を増やすための情報発信の強化と交流の場づくり ⑥人の流れを呼び込むための基盤づくり

◆力強い地域産業づくり

島根県が目指す方向性	特に取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> 技術革新やグローバル化等の環境変化に対応可能な競争力の強化や県内企業等の連携を進めて、地域の特性を活かした、ものづくり、IT産業の振興に取り組んでいます。 しまねの魅力を最大限に活かした観光地づくりを進めています。積極的に情報発信を行い、国内外からの観光客を増やして、観光産業を活性化していきます。 しまねの豊かな自然や文化は、独自の食品産業や伝統工芸を育みました。その強みを活かし、地域に根ざした産業づくりを進めます。 地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模企業の持続的な発展と新たなチャレンジを支援しています。経営革新や事業承継など企業の経営基盤を強化し、地域産業の成長を促進します。 県内企業の再投資や県外企業の新規立地を促し、県内産業の高度化と雇用の場の創出に挑戦しています。 	<ol style="list-style-type: none"> ①島根大学の新学部「材料エネルギー学部」等と県内企業との連携を強化し、脱炭素化等の環境変化に対応した次世代のものづくり産業を創出 ②県内産業のデジタル化を推進し生産性向上等を図るとともに、地方にあって発展が望めるソフト系IT産業を振興 ③「ご縁も、美肌も、しまねから」をキーワードとした、魅力ある観光地づくりと情報発信を推進 ④外国人誘客の促進に向けた、ターゲットとする国や地域に応じた海外プロモーション活動の強化 ⑤食品製造事業者を核とした、第一次産業から第三次産業まで波及する地域での経済循環の仕組みづくり ⑥県内企業の海外への事業展開や県産品の海外への販路拡大を推進 ⑦中小企業の経営力の強化、円滑な事業承継の促進、新事業・新分野への支援や、地域活性化につながる起業、スタートアップの推進 ⑧県内企業の競争力の強化に向けた、再投資、県外企業の新規立地に向けた誘致活動や立地環境の整備 ⑨多様な就業機会の創出に向けた県内企業の採用活動の改善や「働き方改革」を推進

◆デジタル化の推進

島根県が目指す方向性	特に取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の利便性向上や公共サービスを主に担う行政の効率化により、県民サービスの維持向上を図るため、様々な行政機能やサービスの効率化に資するICTの積極的な活用を進めていきます。 ・ 人口減少・少子化対策をはじめ、労働力人口の減少、雇用の創出、中山間地域・離島など条件不利地のハンディキャップの克服など、多くの課題の解決の手段としてICTの利活用を戦略的に進め、島根創生を推進していきます。 ・ ICT利活用の推進による行政の情報化及び島根創生の推進にあたって、高齢者などが不安なくデジタル化の恩恵が受けられるよう取組を進めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 手続のオンライン化やデータ活用の推進、内部業務のデジタル完結、デジタル人材育成など、県民の利便性向上と行政の効率化に向けた取組の推進 ② 地域の実情に応じた課題解決や魅力向上のため、積極的にICTを活用した島根創生の推進 ③ 年齢、障がいの有無、性別、国籍等を問わず、誰ひとり取り残さない形で、全ての県民が不安なくデジタル化の恩恵を受けられる取組の推進

◆スポーツを通じた人づくり（国民スポーツ大会の推進等）

島根県が目指す方向性	特に取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な競技の普及・強化により、地域に根差した競技として定着させ、全国規模の大会誘致や県外からの生徒の受け入れなど、スポーツを通じて交流人口を拡大し、地域活性化につなげていきます。 ・ 令和12（2030）年に島根県で開催が予定されている第84回国民スポーツ大会（島根かみあり国スポ）で活躍する選手を育成し、選手が島根県代表としての自信と誇りをもって活躍する姿を通じて県民に夢と感動を与え、郷土への誇りを育みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 3 競技（クライミング・セーリング・相撲）の中心的指導者として、以下の取組を実施 ① 地域における競技団体の立ち上げや、指導者の確保・育成、児童・生徒が活動するクラブの創設、地域・学校を巻き込んだ体験会等の普及活動など、地域での競技の定着に向けた体制・仕組みづくりに取り組む ② 市町村や県競技団体等と調整を行い、島根かみあり国スポの開催準備を進める ③ 選手育成プログラムの企画運営や、クラブや選抜チーム等への競技指導により、全国規模の競技会等において入賞できる選手を育成し、島根かみあり国スポでの入賞を目指す

イ 配属先の例

①採用後は、申込者本人の適性や希望を考慮した上で、それぞれの事業分野に携わる部署に一定期間配属する予定です。

<p>配属先の例</p> <p>【政策企画局】 政策企画監室、女性活躍推進課、広聴広報課</p> <p>【総務部】 総務課、人事課、情報システム推進課、総務事務センター、隠岐支庁県民局（地域振興課、観光振興課）、隠岐支庁農林水産局、西部県民センター（石見地域振興部、商工観光部）、東京事務所</p> <p>【防災部】 消防総務課、防災危機管理課</p> <p>【地域振興部】 地域政策課、しまね暮らし推進課、中山間地域・離島振興課、交通対策課</p> <p>【環境生活部】 環境生活総務課、文化国際課、スポーツ振興課、自然環境課、環境政策課</p> <p>【健康福祉部】 医療政策課、健康推進課、高齢者福祉課、子ども・子育て支援課、障がい福祉課</p> <p>【農林水産部】 農山漁村振興課、農業経営課、産地支援課、しまねブランド推進課、林業課、森林整備課、沿岸漁業振興課、東部・西部農林水産振興センター</p> <p>【商工労働部】 観光振興課、しまねブランド推進課、産業振興課、企業立地課、中小企業課、雇用政策課、大阪事務所、広島事務所</p> <p>【土木部】 土木総務課、高速道路推進課、港湾空港課</p> <p>【出納局】 会計課</p> <p>【企業局】 総務課、経営課</p> <p>【病院局】 県立病院課、中央病院、こころの医療センター</p> <p>【教育庁】 学校企画課、教育指導課、特別支援教育課、社会教育課、文化財課</p> <p>【委員会等】 人事委員会事務局</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>※「◆スポーツを通じた人づくり（国民スポーツ大会の推進等）」については、環境生活部スポーツ振興課への配属後、2年目以降、令和12（2030）年までは指導拠点地区（クライミング：津和野町、セーリング・相撲：隠岐の島町）近辺の所属（西部県民センター、隠岐支庁県民局、町役場（派遣）など）への配属を想定</p>
--

②その後の異動では、県職員としてのキャリア形成を見据えてさまざまな業務に従事していただきます。

ウ 求める事業分野及び配属先等に関する質問は、下記までお問い合わせください。

島根県総務部人事課 電話（0852）22-5694

2. 受験資格

(1) 年齢

昭和53（1978）年4月2日から平成6（1994）年4月1日までに生まれた人

(2) 上記(1)にかかわらず、次のアからオまでのいずれかに該当する人は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3. 障がいのある方への配慮

(1) 拡大印刷問題の受験について

視覚障がいのある方は、希望により拡大印刷問題での受験ができます。

(2) 車イスを使用する方の受験について

着席場所などについて配慮をします。

(3) その他

その他の障がい等のために受験上の配慮を希望する方は、ご相談ください。

※ご希望の内容によってはお応えできないことがあります。

上記のことを希望する方は、申込時に下記まで電話又はFAXでご連絡ください。

島根県人事委員会事務局企画課任用係

電話（0852）22-5438 F A X（0852）22-5435

4. 試験の日時、試験地及び試験場

区分	日 時		試験地及び試験場	
第1次試験	筆記試験	10月15日(日) 受付時間 8:30～9:00 試験時間 9:30～14:45	広島県	RCC文化センター (広島市中区橋本町)
			東京都	TKP新宿カンファレンスセンター (新宿区西新宿)
			大阪府	JEC日本研修センター心斎橋 (大阪市中央区南船場)
第2次試験	11月11日(土)～11月13日(月)のうち指定する日 (詳細は第1次試験合格者に通知します。)		松江市	島根県職員会館 (松江市内中原町)

注 (1) 試験開始後の試験室への入室は認めません。

(2) 第1次試験合格者及び最終合格発表者は、合格発表日に島根県人事委員会ホームページに受験番号を掲示するほか、合格者に通知します。

なお、希望される方は、島根県人事委員会事務局（〒690-8501 松江市殿町8番地）で合格者の受験番号を確認することができます。

(3) 第2次試験は第1次試験の合格者のみ受験できます。

5. 試験の種目、配点及び内容

区分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	SPI3 基礎能力試験 (40点)	職務に求められる基礎的な能力について、択一式による筆記試験を行います。 (70分)
	性格検査	性格的な特徴等について検査を行います。(40分)
	自己アピール論文試験 (60点)	自己の経験等（職務等の内容、具体的な実績、資格等）及びそれを県行政においてどのように活用するかについて自己アピールを行う論文試験を行います。(90分、1,200字)
第2次試験	自己PR型面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接を行います。(事前に自己紹介書の提出) ※面接の冒頭で自己アピール論文試験で作成した論文に基づくプレゼンテーションを5分間程度実施（メモ等を見ずに口頭で行っていただきます。当日、面接試験室内においては、プレゼンテーションのための資料やパソコンの使用はできません。)
	面接試験 (100点)	職務遂行能力等をみる目的で個別面接を行います。

注 (1) 試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とします。

(2) 基礎能力試験で一定の基準に達しない場合は、自己アピール論文試験を採点しません。

(3) SPI3の性格検査は、第2次試験の面接試験の参考に使用します。

(4) 最終合格者は、第2次試験の評価のみで決定します。

6. 受験手続 ※インターネット申込みをご利用ください。

- (1) しまね電子申請サービスにアクセスし、画面上の注意事項に従って申し込んでください。(ご使用の機器や環境によっては、一部対応できないことがあります。)

【インターネットホームページアドレス】

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_info/tyuuijikkou.html

【スマートフォン用二次元バーコード】



- (2) 8月1日(火)午前8時30分から9月22日(金)午後5時までにはしまね電子申請サービスによる申込が完了したものに限り受け付けます。

(注) インターネット環境がないなど特別な事由により、電子申請ができない方は、原則として9月12日(火)までに島根県人事委員会事務局(TEL:0852-22-5438)へご連絡ください。

7. 自己紹介書の提出について

「自己紹介書」は、面接試験に必要な書類ですので、自筆で記入の上、第1次試験で提出してください。

8. 受験にあたっての注意事項

- (1) 受験票は、申込みを受けた際すぐに交付しないで、受験資格を審査し、受付締切後にしまね電子申請サービスを通じて送付します。なお、受験票が10月5日(木)までに届かないときは、島根県人事委員会事務局に照会してください。
申込みの受付後に「【しまね電子申請サービス】受付通知メール」という件名のメールが送信されます。メールに記載された手順に従って、受験票をダウンロードの上、各自で印刷してください。
- (2) 受験票には最近6か月以内に撮影した写真(上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm)を貼り付けて試験の当日持参してください。(写真がない場合は受験できません。)
- (3) 受験票に付いている受験番号控票は、試験結果確認のため必要です。受験票の交付を受けた後、本票を切り離し、合格発表まで大切に保管してください。(試験当日は受験票のみ持参してください。)
- (4) 第1次試験当日は次のものを持参してください。

持参するもの	留 意 事 項
受験票	写真欄に最近6か月以内に帽子をつけないで上半身正面向きを撮った縦4cm横3cmの写真を貼ってください。
自己紹介書	第2次試験に必要な書類ですので、自筆で記入の上、持参してください。
HB又はBの鉛筆及び消しゴム	シャープペンシルも可。
ボールペン(黒)	受験資格確認書記入用。
時計	試験会場に時計がない場合がありますので、必要な人は時計を持参してください。 (時計機能だけのものに限る)
昼食	ゴミは持ち帰ってください。

9. 合格から採用まで

- (1) 合格者は、原則として令和6年4月1日に採用されます。(採用時は、知事、教育委員会、人事委員会又は病院事業管理者が任命権者となります。)
- (2) 「2. 受験資格」を満たさない場合は、採用される資格を失います。

10. 勤務条件等

- (1) 条件付採用期間
6か月間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- (2) 勤務時間
原則として、勤務時間は8:30～17:15(うち休憩時間12:00～13:00)、休日は毎週土・日曜日、祝日、年末年始です。
(特別の勤務に従事する職員については、勤務時間・休日の割振りを別に定めます。)
公務のため臨時又は緊急の必要がある場合は、時間外勤務を命ずることがあります。
- (3) 賃金
初任給は、経歴に応じて決定します。
(初任給の例※令和5年4月1日現在)

学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初 任 給 月 額
大 学 卒	30歳	8年	241,905円
	35歳	13年	264,454円
	40歳	18年	290,930円
	45歳	23年	316,399円

このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

- (4) 社会保険
地方公務員等共済組合法の規定に基づき健康保険及び厚生年金の給付を、地方公務員災害補償法に基づき公務災害補償を、それぞれ行います。
- (5) 受動喫煙防止措置の状況
敷地内禁煙としています。勤務場所によっては、屋外に喫煙場所があります。

11. 試験成績の通知について

この採用試験を有効に受験した人には、次の区分に応じて試験成績をお知らせします。

	対 象 者	通 知 内 容	通 知 方 法
第1次試験	不 合 格 者	総合得点、種目別得点、総合順位及び種目別に定めた基準を満たさなかった種目	合格発表日以降に、受験票・試験結果通知送付先住所へ郵送します。
第2次試験	合格者及び不合格者		

(第1次試験の合格者へは合格通知のみ送付し、第1次試験の成績は第2次試験の成績と併せて最終合格発表日以降に通知します。)

12. 個人情報の取扱い

本試験においては、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

- ①本試験に関する事務の実施
- ②今後の採用試験や募集活動のための資料作成（個人が特定できないように処理します。）
- ③最終合格者の採用に関する事務の実施（最終合格者の個人情報を任命権者に提供します。）

13. その他

自然災害等により試験の延期、開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、島根県人事委員会事務局のホームページでお知らせします。

試験場案内

(注) 各試験場とも駐車場がありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。

ただし、障がい等のため自家用車による来場が必要である場合は、事前に島根県人事委員会事務局企画課任用係までご連絡ください。また、近隣商業施設への無断駐車はご迷惑となりますので、絶対におやめください。

広島試験場案内図



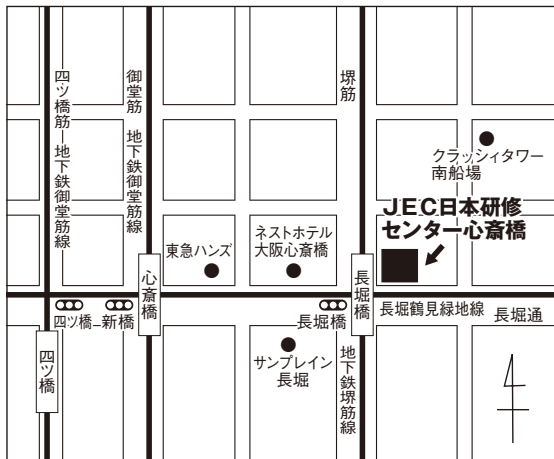
住 所：広島市中区橋本町5-11
 アクセス：広島駅（南口・在来線口）から徒歩10分
 広電銀山町電停から徒歩5分

東京試験場案内図



住 所：新宿区西新宿1-14-11 Daiwa西新宿ビル
 アクセス：JR山手線「新宿駅」新宿駅南口 徒歩約5分
 JR中央線「新宿駅」新宿駅南口 徒歩約5分
 JR埼京線「新宿駅」新宿駅南口 徒歩約5分
 京王線「新宿駅」新宿駅西口 徒歩約5分
 小田急線「新宿駅」新宿駅西口 徒歩約5分

大阪試験場案内図



住 所：大阪市中央区南船場1-18-11
 SRビル長堀2F、4F、5F
 アクセス：地下鉄大阪メトロ「長堀橋駅」1番出口直上、
 「心斎橋駅」より徒歩7分、「なんば駅」より徒歩15分

問い合わせ先

- 求める事業分野及び配属先に関すること
 島根県総務部人事課
 〒690-8501 松江市殿町1番地
 TEL：(0852) 22-5694
- その他試験に関すること
 島根県人事委員会事務局
 〒690-8501 松江市殿町8番地
 TEL：(0852) 22-5438
 (試験当日 090-9068-8234)

～ あなたの可能性を、島根で見つけてみませんか。～

島根には、自然と歴史の中で営んできた、人々の暮らしがあります。

近所では、子どもたちが元気に走り回り、若者は恋愛し、趣味を楽しみ、地域活動にも参加する。家族を思い、やりがいのある仕事に就き、高齢になっても元気な生きがいを感じている。皆で囲む食卓は笑い声に包まれ、穏やかで心地よい時間が流れる。

そんなごく普通の暮らしです。

だれもが、家族、仕事、勉強、遊び、自分が本当に大事にしたいものに時間を使える。そんな島根の、人間らしい、温もりのある暮らしを守り、育て、未来へとつなげていきたい。

この想いを実現するために、私たちは、人口減少に打ち勝ち、活力ある産業をつくり、結婚・出産・子育ての希望をかなえ、地域を守り、のばし、島根を創る人をふやす「島根創生」の取組を進めています。

その想いを形にしていくためには、
私たちがもっていない異なるフィールドでつちかわれた経験や知識、
そして、新たな発想と視点を持つ新しい仲間が必要です。

皆さんにはそれぞれ、世界をより良くするために
取り組みたいと考えている想いや夢、希望があると思います。
島根県というチームの中で、是非私たちと共に実現させていってください。

あなたとお会いし、一緒に仕事をすることを楽しみにしています。

島根県職員として働く魅力を発信しています！



キャリア採用試験〈特設サイト〉

本試験の特徴や経験者採用試験との違い等についてはこちらをご覧ください。
<https://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/saiyou/career/index.html>



キャリア採用試験〈プロモーションビデオ〉

中途採用者が生き生きと働く姿や職場環境などを動画で紹介しています。
<https://www.youtube.com/watch?v=gwlvPmmFP3E&t=5s>



日本仕事百貨「いちばんダイレクトに地域を動かす仕事」

人事課職員と2人の中途採用者が県職員として働く思い等について語ります。
https://shigoto100.com/2022/07/pref_shimane.html

※第1次試験で提出してください。
※自筆で記入してください。

島根創生推進枠自己紹介書

島根県人事委員会

受験番号	携わりたい事業分野 (※受験案内P2～3の5つの事業分野から1つを記載	氏名(ふりがな)	年齢(令和6年4月1日現在) 歳
------	--	----------	---------------------

1. 学歴・職歴 (学歴：義務教育課程は記入不要。年月は和暦により記入し、年号はS, H, Rと表記すること。(例)平成30年→H30)		
年月～年月	学歴・職歴 具体的職務内容(学歴は不要)	
年月～年月		
年月～年月		
年月～年月		
年月～年月		
年月～年月		
年月～年月		
年月～年月		
年月～年月		
年月～年月		
年月～年月		
2. 志望の動機		
3. 資格、ボランティア活動等	4. 最近関心を持ったことから(箇条書き)	
	・ ・ ・	
5. 自己PR		
6. 本採用試験以外の就職活動等の状況(該当するものにチェックしてください。複数回答可。)		
<input type="checkbox"/> 国家公務員()	<input type="checkbox"/> 県外自治体等職員()	<input type="checkbox"/> 県内自治体等職員()
<input type="checkbox"/> 独立行政法人等	<input type="checkbox"/> 民間企業	<input type="checkbox"/> 進学等その他()

この自己紹介書は、個別面接時における質問の参考とさせていただくもので、ここに記入された事柄自体を評定の対象とするものではありません。